

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成20年9月1日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿美雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長	柴 田 二三夫 君	健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君
兼環境課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼保険年金課長	神谷 巳代志 君	経済建設部次長	前野 宏光 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	三治 金行 君	総務課長	荒川 恭一 君
代表監査委員	古橋 洋一 君	監査委員事務局長	高橋 芳行 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第8号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
報告第9号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
報告第10号 健全化判断比率の報告について
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第46号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第47号 教育委員会委員の任命について
議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (6) 議案上程・提案説明・質疑
議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (7) 認定議案上程・提案説明
認定議案第1号 平成19年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
認定議案第2号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第3号 平成19年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第4号 平成19年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第5号 平成19年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第6号 平成19年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定議案第7号 平成19年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成19年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
について

認定議案第9号 平成19年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

(8) 議案上程・提案説明

議案第50号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

議案第51号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて

議案第52号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正について

議案第53号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正について

議案第54号 豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改
正について

議案第55号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について

議案第56号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について

議案第57号 豊明勤労会館条例の一部改正について

議案第58号 豊明市下水道条例の一部改正について

議案第59号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第60号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について

議案第61号 平成20年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議案第62号 平成20年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 諸報告

(4) 報告第8号から報告第10号まで

(5) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決

(6) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第49号

(7) 認定議案上程・提案説明

認定議案第1号から認定議案第9号まで

(8) 議案上程・提案説明

議案第50号から議案第62号まで

- (9) 請願第2号 豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願
- (10) 議員提出議案第1号 豊明市議会会議規則の一部改正について

午前10時開会

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成20年第3回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員22名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年豊明市議会第3回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

このたび、東海地方を襲った記録的な豪雨が、今まで予測ができないような、突然の大雷雨の怖さというものを、何か教えられたような気がいたします。

技術的な問題も、いろんな面から改善が図られると、こういうようなことのようにございます。

今回の豪雨で、1時間あたりに最大の雨量というのは、岡崎市が147ミリ、一宮で120ミリという豪雨になったわけでありまして。

この1時間あたりの雨量というのは、東海地方では過去最高でございます、全国でも歴代7位と、こういう状況になっているようでございます。

幸いにして、本地区は目立った被害というのはありませんでしたが、これからも防水、防災、その他、この教訓を生かして、市の安全・安心のために、ふだんの備えが大変必要であるということを痛感をいたしました。

また、昨日、一昨日、市内3カ所で開催をさせていただきました、公営事業であります下水道事業の財政についての市民の皆さんとの懇談会には、大変ご多忙の中、たくさんの方の皆さんにもご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

おかげさまで、それぞれの会場では、ご参加をいただきました皆さんから、たくさんのご意見、あるいはご提言、ご質問、そういうものをいただきました。ここから厚く御礼を申し上げます。

中でも、公営事業と市の行政のあり方について、市民の皆さんと理解を深めさせていただくための、大きなきっかけになったのではないかと、深く感謝とお礼を申し上げる次第で

あります。

また、皆さんもご承知のように、財政の健全化に対する法律により、平成 19 年の決算から健全化判断比率と公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査を受けて、その意見を議会に報告をさせていただき、その後、公表をさせていただくこととなります。

したがって、今後とも公営事業の健全化に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

議員各位のご理解とご支援を賜りたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に上程をさせていただいております案件は、平成 19 年度一般会計及び特別会計の決算認定にかかわる9議案を始め、人事案件、条例案件、補正案件など、計 29 議案でございます。

いずれも重要案件ばかりでございますので、十分ご審議を賜り、すべての案件についてお認めをいただきますようお願いを申し上げて、簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

石川清康議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(石川清康議員)

皆さんおはようございます。

議会運営委員会の審議結果についてご報告申し上げます。

今期定例会の運営について、去る8月 26 日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から9月 29 日までの 29 日間とし、一般質問につきましては、10 名の議員から通告がありましたので、9月2日及び9月3日の2日間を質問日に当て、それぞれ5名ずつの質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第 46 号から議案第 48 号までの3件につきましては、いずれも人事案件でありますので、本日即決することとし、議案第 49 号につきましては、議案説明の後に質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

続いて、認定議案9件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、提案説明・質疑・討論は一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意を願います。

また、この認定議案9件は、9月9日の本会議において特別委員会を設置して付託することとし、議案第50号から議案第62号については、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

次に、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第2号及び陳情第4号から陳情第6号までの4件は総務文教常任委員会に、陳情第3号は経済建設常任委員会にそれぞれ付託することといたしました。

さらに、お手元に配付されております請願第2号及び議員提出議案第1号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、請願第2号につきましては、趣旨説明の後、総務文教常任委員会に付託し、議員提出議案第1号につきましては、提出者の提案説明の後に質疑を行い、委員会付託を省略して直ちに討論・採決を行うことといたしました。

最後に、討論につきましては、通告期限が9月26日の正午でありますので、お間違えないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い、会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、8番 平野敬祐議員と13番 前山美恵子議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間

と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成20年4月から同年6月の各月末日現在の出納保管の状況を平成20年5月23日、6月25日、7月29日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明により、照合調査したものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、企画政策課、情報システム課、財政課、保険年金課を5月に、社会福祉課、高齢者福祉課を6月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5月に実施した情報システム課においては、管理職向け情報セキュリティ研修委託において、見積徴収結果表の記載に誤りが見受けられたので、留意されたい件。

保険年金課においては、国民健康保険税に係るシステム改修契約において、契約書に添付書類の不備が見受けられたので、留意されたい件。

さらに、6月に実施した社会福祉課においては、平和祈念追悼式装飾一式の委託契約において、予算執行伺書及び請書に不備が見られたので、留意されたい件。

高齢者福祉課においては、大久伝・内山老人憩いの家トイレ修繕工事において、予算執行事務手続及び完了届に不備な点が見受けられたので、留意されたい件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもの、また今後において留意されたいというものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第2号及び陳情第4号から陳情第6号までの4件は総務文教常任委員会に、陳情第3号は経済建設常任委員会に付託いたします。

次に、去る第2回定例会において議決されました友好自治体議員合同研修会及び尾三九市議会議員合同研修会への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第8号から報告第10号までの3件を一括議題といたします。

初めに、報告第8号について理事者より報告を求めます。

山崎経済建設部長。

No.10 ○経済建設部長(山崎 力君)

報告第8号について報告させていただきます。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

1枚、はねていただきたいと思います。

専決第6号 損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

専決日は平成20年6月30日でございます。

記といたしまして、損害賠償額 19万6,035円でございます。

原因につきましては、市道の管理瑕疵による物損事故でございます。

事故の概要でございますが、平成20年3月20日午後8時30分ごろでございます。

発生場所につきましては、豊明市沓掛町焼山地内でございます。

事故の経過につきましては、上記において道路にできた穴に通行中の相手方の車が車輪を落として、損傷したものでございます。

損傷は、左前後輪、前後ろでございますが、の破損でございます。

過失割合につきましては、市が50%、相手方も50%でございます。

事故の概要でございますが、資料1のほうをごらんいただきたいと思います。平成20年3月20日、午後8時30分ごろでございますが、沓掛町の焼山地内の市道沓掛北278

号。

この 278 号というのは、東郷町より豊明市の徳田地内のほうに向かう道路でございます。これは焼山池というのがありますが、その付近でございますが、ここを南進中の車が、道路の舗装が損傷した穴に車輪を落として、タイヤ及びディスクホイール等を損傷したものでございます。

当該道路の損傷については直ちに修理をいたしまして、今後も市道管理については、十分留意をしてみたいと思います。

大変ご迷惑をかけて、申しわけありませんでした。

終わります。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第9号について理事者より報告を求めます。

近藤消防長。

No.12 ○消防長(近藤和則君)

報告第9号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。専決7号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償額は 20 万 2,881 円でございます。

原因は、車両の物損事故でございます。

この事故の概要についてご説明を申し上げます。

事故は、平成 20 年7月 20 日日曜日、午後8時 30 分ごろでございます。市内沓掛町石根地内の市道沓掛北 13 号、これは幅員 4.5 メートルの道路でございます。この路上で発生した事故で、その他火災、これは枯れ草火災でございましたが、枯れ草火災に出動した水槽つき消防ポンプ車が、火災現状において対向車が接近してきたため、すれ違い不可能と判断し、サイドミラーで後方確認後、安全と認識しバックしたところ、当方車両の後方に相手方車両が停車されており、当方車両の後部に積載されているホースを積んだホースカーと、相手方ワンボックスカーのフロントグリル部分が接触し、相手方車両の前部、これは前の部分でございますが、前の部分が損傷したものであり、過失割合は市が 100%でございます。

職員には、日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりました

が、今後もさらに事故防止に努めてまいりたいと思います。
ご迷惑をおかけして、大変申しわけございませんでした。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第 10 号について理事者より報告を求めます。
山本総務部長。

No.14 ○総務部長(山本末富君)

報告第 10 号 健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第 22 条第1項の規定に基づき、平成 19 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会に報告するものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

平成 19 年度における本市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

1 実質赤字比率、この比率は平成 19 年度の普通会計、これは一般会計と土地取得特別会計、墓園事業特別会計の3つを合わせたものを言いますけれども、この収支の赤字の割合を示すものでございます。

早期健全化基準は 13.05%、それよりも状況が悪くなった財政再生基準は、20.00%でございます。

赤字は生じておりませんので、バーで表示されております。

6.19%の黒字、これは実質収支額で申し上げますと、合計7億 4,000 万円余でございます。

次に2 連結実質赤字比率、この比率は平成 19 年度の一般会計及びすべての特別会計を含めました全会計収支の赤字の割合を示すものでございます。

早期健全化基準は 18.05%、財政再生基準は 40.00%でございます。

こちらのほうも赤字は生じておりませんので、バーで表示されております。

7.35%の黒字、全会計の実質収支額は、合計8億 8,000 万円余でございます。

次に3番 実質公債費比率、この比率は一般会計や特別会計などの地方債の償還に充てたものの比率で、平成 17 年、18 年、19 年度、3カ年の平均でございます。

早期健全化基準は 25.0%、財政再生基準は 35.0%でございます。

本市の数値、7.8%は、基準を下回っております。

4 将来負担比率、この比率は本市が将来負担する地方債、組合等の負担見込額、土地開発公社の債務負担などの負債に、基金など充当可能財源を考慮し、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、早期健全化基準は 350.0%でございます。

本市の数値、30.1%は、基準を下回っております。

5 公営企業における資金不足比率、この比率は本市の公営企業であります下水道会計、農村集落家庭排水施設会計の資金不足比率でございます。

経営健全化基準は 20.0%です。資金不足になっておりませんので、バーで表示されております。

余剰額のほうは、下水道会計は 7,533 万 1,000 円、農村集落家庭排水施設会計は 1,111 万 7,000 円でございますが、下水道会計には9億円以上、農村集落家庭排水施設会計には 3,000 万円以上の一般会計からの繰り入れをした結果の黒字であることを申し添えまして、説明を終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.16 ○15番(山盛左千江議員)

健全化の判断比率の報告について質問いたします。

今、ご報告いただきましたけれども、実質赤字比率の早期健全化基準 13.05%、それから財政再生基準 20%、またその次には連結実質赤字比率、公債費比率など続いておりま
すけれども、早期健全化基準、また財政再生化基準、このパーセンテージはどのように受け取ればよろしいのでしょうか。

そのとらえ方について、ご説明をいただきたいと思います。

それから、今回公表される自治体の中で、この基準を超えるような自治体が、どのくらいあると想定されているのか、つかんでおられましたら、その点についてもご報告をよろしく
お願いいたします。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.18 ○総務部長(山本末富君)

早期健全化基準と財政再生基準は、どのようなものととらえればよろしいかというご質問
でございますけれども、早期健全化基準、今回、総務省が出されました基準で、かなり基
準としましては緩やかといいますか、かなり悪くならないと、早期健全化基準に該当してこ
ないというふうに思われております。

例えば、家庭で病気のような方を例に取り上げますと、かなりの熱が出て、家庭ではな

かなか治癒が難しい。入院が必要なぐらいの方が早期健全化基準。

それから、入院してオペが必要、そのぐらい、かなり厳しいというような方が、財政再生基準というふうに言われております。

それで、総務省のほうからの予想数値は、どのぐらいの団体が出るかというのは、発表しておりませんが、研修会で講師さんなどが予想を立てている数字は、およそ 50 団体ぐらいが発生するのではないかとこのように言われております。

以上で答弁を終わります。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.20 ○15番(山盛左千江議員)

一番上のところの実質赤字比率の、本市の場合はバーで示されておまして 6.19%の黒字、その黒字を金額にしますと、7億 4,500 万円だというふうに、今説明がございました。

この7億 4,500 万円というのは、黒字として、本市にとっても余裕のあるような状態なのではないでしょうか。

基金も、だんだん厳しくなってきたというふうに聞いておりますけれども、この7億 4,500 万円は、どのように読めばいいのか、ご説明をいただきたいと思っております。

それから、本市がもし早期健全化の基準、13.0%ちょうどに達した場合、赤字額はどのくらいになるというふうに計算上なるのでしょうか。その点について教えてください。

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.22 ○総務部長(山本末富君)

実質赤字比率の黒字額 6.19%は、約7億 4,500 万円くらいでございます。

それから、これが悪くなりまして、早期健全化の基準 13.05 になった場合は、本市で計算しますと、約 15 億円の赤字になりますと、この 13.05 に当たります。

それで、今回の7億 4,500 万円の黒字は当然、基金を 19 年度、8億 8,000 万ほど取り崩して、一般会計に入れております。

ですから、黒字額よりも取り崩し額のほうが多いものですから、余裕があるとは言えません。

以上で終わります。

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.24 ○14番(榊原杏子議員)

同じく、報告第10号についてお尋ねをいたしますけれども、3番になりますか、実質公債費比率の中には、一部事務組合等の会計が入ってくるわけですが、東部知多や、いろいろ六団体あるというふうにお聞きをしておりますけれども、それぞれに関して、この計算の根拠となった償還額をお示しいただきたいと思います。

それから、同じく4番の将来負担比率のほうには、土地開発公社の負担額も入ってくるというご説明でしたけれども、公社の分のみを取り出したこの負担額というのが、どういう数字で計算をされているのか。これもお聞かせいただきたいと思います。

まず、お願いします。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.26 ○総務部長(山本末富君)

実質公債比率の中で使われました一部事務組合に関しましては、今回の該当は、中部水道企業団が約100万円、それから東部知多のほうで1.7億円でございます。

組合のほうで該当するのが2組合でございます。

それから、将来負担額の中の土地開発公社の負担額ですが、債務負担があるもので3億8,700万円、それから債務負担のないもので3億7,200万円、合計7億5,900万円でございます。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.28 ○14番(榊原杏子議員)

一部事務組合は2つということでしたけれども、ほかの後期高齢者のほうとか競馬とかは入ってこないのでしょうか。

入っているようでしたら、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、5番の資金不足比率についてですけれども、下水道と農村下水のほうで、一般会計の繰り入れがあるので剰余金があり、黒字会計なのでバーになるということでしたけれども、でしたら繰り入れがなかったと仮定して、法定の繰り入れ分は入れて、赤字の補てん分の繰り入れがなかったと考えると、実質のというか、この資金不足比率についてはどのぐらいになるのか、計算されていたら、お示しいただきたいと思います。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.30 ○総務部長(山本末富君)

競馬組合のほうは、まあ赤字がありますけれども、こちらの3番のいう実質公債比率の償還のほうには当たりません。

競馬組合のほうは、4番の将来負担額のほうに赤字が5.5億ございます。

それからあと、下水道と農排のほうで、一般会計からの繰り入れがなかったらというか、法定繰り入れであったらどうかということでございますけれども、下水道会計のほうでいきますと、約2億6,000万円不足いたします。

しかし、こういった不足になった場合、計算方法が、またさらに複雑になりまして、下水道の管の残存価格、こちらのほうを今度また加味いたします。

残存価格で現在、11億9,800万円の資産があるというふうにみなされますので、それを加味した結果は資金不足にはなりません。

また、農排のほうは、現在の法定繰り入れにとどめますと、農排のほうは1,713万円の不足が生じます。

こちらのほうは残存価格が341万円と、こちらのほうの残存価格が非常に少ないものですから、こちらのほうを足しましても赤字になると。それで、将来の資金不足比率は35.1%となります。

以上で終わります。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.32 ○14番(榊原杏子議員)

最後の下水と農村下水の件では、すみません、確認ですけれども、マイナスになった場合には、プラスになった場合には足されていないものが足されて、まあマイナスになりにく

いようになっている。そういうふうに関が指示をしてきているということで、よろしいのでしょうか。

それを加味しても、農村集落家庭排水のほうは赤字になってきて、この基準にも引っかかるような、大幅に超えるような数値になってくるわけですがけれども、実質こういった数字がよくないということで、上程される値上げとも絡んでくるんでしょうけれども、こちらについては健全化計画というか、そういった計画等を自主的につくって示すような予定があるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.34 ○総務部長(山本末富君)

ちょっとご質問の中身がもう一つ不十分ですけれども、健全化計画というのが、下水のほうでは今回、既に健全化計画を出しております。

それとはまた別の健全化計画を出すという意味でしょうか。ちょっと質問の内容がわかりにくかったですけれども、例えば農排でマイナスが出た場合、別にこれの健全化のほうでの計画を出さないといかんのかというご質問なのか、ちょっと意味がとりにくかったですけれども、もし後段のほうというふうにいたしますと、また、これは早期健全化計画というのを当然つくって出さないといけません。これは当然、議会の議決あるいは外部監査の要求とか、いろんな部分が出てきます。

そういったことで当然、一般市民にも公表というようなことも義務づけられています。当然、こういう計画、健全化の計画を立てて、健全化のほうを図っていくということが言えると思います。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

矢野清實議員。

No.36 ○18番(矢野清實議員)

報告第6号についてちょっとお尋ねしますが、市道の管理瑕疵による物損事故ということですので、豊明市が100%の補償をするのかなというふうに思ったんですが、50%ということは、相手さんにも穴を避ける義務があったということなのかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.38 ○経済建設部長(山崎 力君)

この3月20日の当日でございますが、雨が降っておりました。水だまり状態になっていたということでございまして、これは道路保険がかかっておりますので、そちらの査定官が示談交渉して、こういう結果になったものでございます。

終わります。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.40 ○15番(山盛左千江議員)

健全化判断の比率について質問いたします。

今までの説明によりますと、早期健全化基準の数字の上げ方はかなり緩やかで、入院が必要なくらい悪くならないと、数字としてあらわれてこないということでした。

それで、下水のほうについても、2億6,000万円の赤字というふうになるんですけども、管の残存、まあ資産のようなものをとらえて赤字に出ないように、国が計算をするように指導しているわけですけども、赤字があるにもかかわらず、出ないような計算式にしてある。もし出たとすれば、相当に悪い状態になってから出てくるというのが、この健全化判断比率というふうに理解いたしました。

これ全体を見て、豊明市は一応数字上はとていいんですけども、先ほどは基金をたくさん繰り入れをしているので、とても余裕のある状態ではないというふうにご報告をいただきましたけれども、この判断比率そのものを市はというか、議会はどのように判断をして、今後の財政を見ていけばいいのか。その辺について、もう少し説明をいただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.42 ○総務部長(山本末富君)

今回の健全化判断比率というのが、夕張の事件を受けまして、借金、起債の割合、負債

の割合、そういったものにウエートを置いての判断基準でございますので、愛知県を始め豊明、この辺は、都市部のほうは、非常に借金が少ない、健全な計画というか、経営を行っています。

本市の財政事情が非常に苦しいというのは、もう一つ、借金のほうは少ないんですけれども、家庭でいう貯金に当たります基金のほうは、近年大幅に減少してきております。

財政調整基金は、20年度に取崩額を4億7,000万円を予定しておりますけれども、その後の残りが1億7,000万しかございません。

そういったことからいいますと、基金があつて、今まで歳入歳出が、予算が編成できた。そういった基金がなくなる、大幅に減少したということで、今までのような予算編成がしづらいと。そういった部分では非常に苦しい。そういうふうには私どもは理解しております。

以上で終わります。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第46号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.45 ○市長(相羽英勝君)

議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を述べさせていただきます。

現在、固定資産評価審査委員会委員は、豊明市税条例第71条の規定によりまして、3名の委員で組織をしていただいております。

このうち田中昭夫委員、73歳が平成20年11月13日に任期満了になります。

したがって、下記の者を後任者としてお願いをさせていただきます。

記といたしまして、住所 豊明市新田町広長25番地6、氏名は川上 裕さん、生年月日は昭和18年5月16日生、65歳であります。

川上氏につきましては、平成18年度、吉池区長に携わり、市行政等にご協力をいただいた方でございます。

その職務経験から、固定資産税の適正な取り扱いの重要性及び行政についての理解

がある方であると認識をいたしております。

このたび、5期 15 年にわたり、固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただきました田中昭夫氏の後任として、お願いをするものであります。

議員全員のご賛同をお願いを申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

別添に略歴がありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山田英明議員。

No.47 ○3番(山田英明議員)

議案第 46 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をします。

その前に、5期 15 年にわたり固定資産評価審査委員会委員を務められた田中昭夫氏におかれては、その労に対し厚く感謝するものであります。

このたび、年齢 73 歳ということで退任されますが、まだまだお若く、これからも市行政に長年の経験を生かし、ご指導をいただくことをお願い申し上げます。

さて川上 裕氏は、市長の提案説明のとおり、平成 17 年度の吉池区副区長に始まり、吉池区区長、吉池区青少年健全育成推進委員会委員長、そして現在は吉池八剣社氏子総代長として、ご活躍いただいております。

このように、市行政等にご協力され、職務の重要性、行政についての理解にすぐれ、また地域の住民からの信望も厚く、田中昭夫氏の後任として最適な方であります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 46 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 47 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.50 ○市長(相羽英勝君)

議案第 47 号 豊明市の教育委員会委員の任命についてお願いをするものであります。

現在の教育委員会委員の青木三芳氏は、平成 20 年9月 30 日で任期満了となりますので、下記の者を任命したいと思っております。

記といたしまして、住所 豊明市沓掛町井ノ上1番地2、氏名 後藤 学、生年月日 昭和 23 年 11 月 10 日生。

この案を提出させていただきますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

現在、お務めいただいております青木教育委員は、教育長として平成 16 年から1期4年間、市教育行政の進展に大きく貢献をしていただいております。

命を尊び、人を愛し、心豊かにたくましい人材の育成を教育の理念として、これまで補助教員や教育支援員を配置し、よりきめ細かな学習を進め、外国人児童の生活や学習の支援のため、通訳の配置及び学校図書の実を充実を図るなど、子どもたちに対し学ぶ意欲と学ぶ力をつけていただくご尽力をいただいております。

また、市民の地域、家庭への教育力の向上にも尽力をされ、生涯学習の充実を図ってこられました。

今後は健康に十分留意をされ、大所高所から教育行政にもご支援、ご協力をいただきますようお願いしたいと思っております。

長年のご苦勞に感謝を申し上げます。

なお、後任の教育委員として選任をお願いいたします後藤参事につきましては、別添略歴にもありますように、昭和 47 年に豊明町役場の職員として採用をされ、これまでに税務課、社会教育課、あるいは企画課長、市民部長などを歴任し、いずれの職場においても、市民への思いやりと誠実さを持って実績を上げていただいております。

今日まで、30 年以上の行政経験を生かし、教育の学術分野等にも幅広い視野と高い見識を持ち、教育委員会委員としてふさわしい人物と思っております。

議会全員のご賛同をお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本件も人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.52 ○10番(杉浦光男議員)

議案第47号 教育委員会委員の任命について、後藤 学氏について賛成の立場で討論いたします。

教育委員会委員の任命ですので、教育の視点から3点申し上げます。

21年度から学習指導要領の改訂について移行期に入ります。中学校については24年、小学校は平成23年から全面改訂ということになるわけですが、その学習要領の改訂の理解と実践のできる人であるというふうに思います。それが第1点。

第2点は、子どもを取り巻く社会の変化に機敏に、機敏だけでなく、まさに正しくというか、対応できるというふうに思います。

第3点、学校、家庭、地域の役割分担と連携の重要性を認識し、さまざまな働きができるのではないかなど、この3点をもって賛成の討論といたしますが、あわせて後藤氏は、計画性、行動力、リーダーシップが大変あられる方だと思います。

そして、豊明市内の小中学校を卒業されて、ずっと豊明に住んでおりますので、ソフト面、ハード面について、豊明の隅々まで知ってみえる方だなというふうに思います。

申し分ないと思いますので、賛成の立場で討論をいたしました。

以上です。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

No.54 ○4番(近藤郁子議員)

議案第47号 教育委員会委員の任命について、賛成の立場で討論いたします。

初めに、9月30日をもって勇退なさいます青木教育長におかれましては、長年にわたり教育現場に直接携わっていらっしゃった経験のもと、いつも子どもが主役であることを大前提に教育を進めていらっしゃったことは、私自身、直接ご一緒させていただいた中でも感じておりました。

豊明の子どもたちの才能を一つ残らず拾い上げようとしていらっしゃる姿は、教育現場に大きな影響を与えていらっしゃったことと深く感謝申し上げます。

退任後も、豊明の子どもたちのために、ご尽力いただきますようお願いいたします。

続いて、新たに教育委員に任命されます後藤 学氏は、略歴の説明にありましたように、

今年度よりは参事という立場でもって、長年の行政経験を期待されていることは、周知のことです。

私自身も市職員として勤務していたころに、同じ課に所属していたこともあり、常に新しい視点を持ち、時代の流れに沿った感覚の持ち主であると認識いたしております。

豊明の子どもたちがわがまちを誇れるよう、教育面でさらなる充実を図っていただきますよう期待して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

矢野清實議員。

No.56 ○18番(矢野清實議員)

それでは、議案第 47 号 教育委員会委員の任命について、賛成の立場から討論を行います。

まず、討論に先立ちまして、今月 30 日で任期満了をもって退任されます青木三芳教育長に一言、御礼を申し上げます。

青木教育長は、平成 16 年 10 月から就任以来、1 期 4 年間、本市の教育行政全般にわたって長年、教育者として培われた豊富な経験をもとに、択一した指導力で適時、適切に施策を講じられ、本市、教育行政の進展にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

青木教育長は、教育行政に対する情熱も強く、議会における答弁等も毅然として、私は常に感動いたしてまいりました。

このたび、任期満了をもって退任の運びとなりましたが、より一層健康に留意され、培われた豊富な経験を生かしていただき、今後とも大所高所から本市の教育全般に、さらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げ、長年のご労苦に対し感謝と敬意を表し、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本題の討論に入りますが、このたび教育委員会委員に任命されました後藤学氏につきましては、議案書の経歴紹介で既にご承知のごとく、昭和 47 年に当時、愛知県豊明町役場に書記補として奉職をされ以来、30 年余にわたって、本市の中心的な行政マンとして数々の重要な要職を歴任され、今日に至っておられますことは、ご承知のとおりであります。

言うまでもなく、後藤氏は大変実直で、責任感の強い方であり、地域での評価も高く、人格識見ともにごすぐれ、何人も認めるそのお人柄は、教育委員としてまさに最適任者であると思います。

また近年、教育行政全般にわたって、国による教育改革の取りざたされている今日、教育の現場における事業の多様化等も進んでくるとは思われますが、今回は内部登用というこ

とで、教育畑出身ではない立場から教育行政を見ることにより、今までとひと味違った視点から保護者の立場や、子どもたちにとって本当によい教育が見えるのではないかということをご期待をいたしております。

特に、今も後を絶たないいじめの問題や不登校の問題など、保護者の不安や心配事にも適切に対処されることが望まれております。

また、少年犯罪の低年齢化や狂暴化など、近年、小中学生による犯罪も増加傾向にあり、青少年問題の対応など、大変難しい時代背景の中ではありますが、後藤 学氏は責任感も強く、物事に取り組まれる気構えや情熱は人一倍強い方であり、教育委員になられた暁には、新しい視点で教育行政全般にわたって改善すべきは改善し、適切に対処されるものと確信をいたしております。

よって、全議員の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、市政クラブを代表して賛成の討論といたします。

以上です。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 47 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 48 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.60 ○市長(相羽英勝君)

議案第 48 号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

下記の者は、平成 20 年 12 月 31 日任期満了となりますので、同人を人権擁護委員の候補として推薦をするものであります。

記として、住所 豊明市阿野町出口 26 番地 1、氏名 市川 忠さん、生年月日 昭和 12 年 10 月 14 日生。

この案を提出させていただくのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからでございます。

市川さんにつきましては、別添略歴にありますように昭和36年から37年間、教職員として教鞭をとられ、平成10年3月に豊明市栄中学校校長を最後に退任をされておられます。

市川さんは平成15年から人権擁護委員として2期、お務めをいただいておりますので、既にご承知の方も多いわけですが、その高潔な人格と実直な性格で、多くの人々から親しまれており、識見も大変豊かな方でございます。

今後も今までの豊富な経験を生かし、活躍をいただけるものと確信をいたしております。引き続きお務めをいただくよう、ご推薦をするものであります。

なお、任期は12月末日でございますが、法務省へ委嘱日の2カ月前に推薦書を送付することになっておりますので、今定例会に提案するものであります。

以上、議員の皆さんのご賛同をお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.62 ○6番(三浦桂司議員)

議案第48号 人権擁護委員の推薦について、賛成の立場で討論をいたします。

市川 忠氏は、穏和で誠実なお人柄の上、悪いことは悪いとおっしゃられます。

奥様ともども、長年教育に携わり、ご自身は今言われましたように、小中学校の校長先生も勤め上げられました。以後のご活躍は略歴が示すとおりです。

高いご見識はもちろん、人の気持ちをくみ取ることができる、そのようなお方です。このような方にぜひ人権擁護委員を継続していただきたいと思い、議員各位のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

毛受明宏議員。

No.64 ○1番(毛受明宏議員)

議案第 48 号 人権擁護委員の推薦について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

市川 忠さんは阿野町に在住でありまして、平成 15 年より2期、人権擁護委員として活躍されております。

皆様のお手元の略歴のとおり、市内小中学校、教育相談員などの経歴を得て人権擁護委員となり、本年の6月には人権擁護委員中部連盟会長表彰を受けるなど、日々人権擁護にご尽力を賜っておりますが、本年 12 月 31 日に任期満了を迎えられます。

今回は再任ということですが、今後も引き続き豊明市の人権擁護委員として、ご活躍、ご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましても、人権擁護委員としての市川 忠さんの功績をたたえ、推薦にご賛同をいただきますようお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 48 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第 49 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.68 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 49 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別添のように定めるものといたします。

この案を提出しますのは、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため

必要があるからです。

改正の理由は、地方自治法の一部改正があり、自治法第 100 条に第 12 項としての新設と、自治法第 203 条の分割に伴い、4つの市条例の改正を行うものです。

改正条文の内容を説明しますので、次のページをお願いいたします。

第1条 豊明市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正。

ここでは、自治法第 100 条の改正に伴い、条例改正を行うものです。

自治法第 100 条は、議会の活動等を規定したのですが、今回の改正は、「会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」旨の規定が、新たに新設されます。

これにより、これまでの第 100 条の第 12 項から第 18 項までが1項ずつ繰り下がることとなります。

これによって、豊明市議会政務調査費の交付に関する条例で、根拠条項に項ずれが生じますので、これまでの第 13 項及び第 14 項を、それぞれ第 14 項及び第 15 項に改正をいたします。

それから、第2条 豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正では、この第2条から次の以下、第4条までの条例改正は、自治法第 203 条の改正による条例改正を行うこととなります。

法第 203 条は、議会の議員や他の委員会の委員等の報酬の支給方法に関することを規定したのですが、自治法の改正は、議員の報酬については自治法上、他の非常勤職員の報酬とは異なるものと整理され、また、議会議員の報酬の名称も「議員報酬」に改められます。

これにより、豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例で定めました議員の報酬の名称を、「報酬」から「議員報酬」に改正いたします。

それから、第3条 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、自治法の改正は第 203 条の規定から議会議員に関する規定が削られ、同法が第 203 条の2に繰り下げられます。

これにより、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例中の根拠条例を第 203 条から第 203 条の2に改めをいたします。

また、該当しなくなります「議会の議員を除く」という字句を削ります。

それから、第4条 豊明市特別職報酬審議会条例の一部改正については、先の第2条の改正による豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、議員の報酬の名称を「報酬」から「議員報酬」に改正をいたしますので、この条例においても同様に「議会議員の報酬」を「議員報酬」に、また「当該報酬等」を「当該議員報酬」に改正をいたします。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年9月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.70 ○15番(山盛左千江議員)

ただいまの地方自治法の一部改正による法律の施行に伴う関連条例の整理に関する条例ですけれども、まず自治法の100条に新設された条項があるということでございました。

その新設の内容をもう一度ご説明いただきたいのと、その目的、ねらいのようなものがどんなものか、おわかりでしたら説明をいただきたいと思います。

それから、議員の身分は非常勤特別職でありますけれども、議員の報酬をこのように規定をなぜ変えることになったのか。そのことによって今回、このように「議員報酬」というふうに字句の修正がありますけれども、このことによって、どのような影響というか変化があるんでしょうか、お願いいたします。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.72 ○企画部長(宮田恒治君)

まずは、1点目の第100条の改正の理由ですけれども、これまで各派代表者会議、それから全員協議会等において、議案の審査それから議会運営の充実を図るため、各種の会議等が開催されておりました。

こうした実態を踏まえまして、議会活動の範囲をより明確にしようというので、今回、新たに会議規則で定めるものの会議については、これは議会活動の範囲にしようという中身で改正をされます。

それから、2点目の議員報酬の改正の目的ですけれども、議員報酬の支給方法が、他の行政委員会の委員との支給方法が異なっていることを明確にするためであります。

現行の同一条項からの議員の報酬の規定に係るものから分離し、議員さんの報酬と行政委員会の委員さんの報酬とは、全くこれは別物と改正をされたものです。

内容については、特に変化はございません。

以上で終わります。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.74 ○15番(山盛左千江議員)

新設される条例、会派会議や全員協議会などを議会の活動の範囲ということで、自治法が改正されたということでした。

議会の透明性が図れる、まあいい法改正だったというふうに理解しておりますけれども、今回はその部分の条例改正は、議会からは提案されておりましたが、他市町の状況が、もしおわかりでしたら、お願いいたします。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

議案の範囲を超えております。

No.76 ○15番(山盛左千江議員)

他市町の状況がわかっておりましたら、お願いいたします。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.78 ○企画部長(宮田恒治君)

大変申しわけございません。

他市町の状況については、ちょっと調べておりませんので、答弁はできません。

お願いいたします。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 49 号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 49 号については、豊明市議会会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 49 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 49 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程6を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前11時16分休憩

午前11時27分再開

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程7、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川副市長

No.86 ○副市長(石川源一君)

認定議案のご説明を申し上げます。

認定議案第1号から第9号までにつきましては、平成 19 年度一般会計及び各特別会計

の歳入歳出決算でございます。

平成19年度豊明市歳入歳出決算書の2ページをお開きください。平成19年度豊明市会計別決算総括表の決算額の欄でご説明をいたします。

まず、一般会計であります。歳入は178億3,542万320円で、歳出は170億6,441万2,520円であります。歳入歳出差引残額は7億7,100万7,800円であります。

続いて、特別会計のご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入は61億2,376万7,350円で、歳出は61億1,792万6,182円であります。差引残額は584万1,168円であります。

下水道事業特別会計の歳入は14億4,602万8,384円で、歳出は13億7,069万7,437円であります。差引残額は7,533万947円であります。

土地取得特別会計の歳入は670万8,851円で、歳出も同額670万8,851円でありまして、差引残額はゼロ円であります。

墓園事業特別会計の歳入は4,440万5,892円で、歳出は2,081万3,555円であります。差引残額は2,359万2,337円であります。

老人保健特別会計の歳入は40億3,547万495円で、歳出は40億2,167万1,719円であります。差引残額は1,379万8,776円であります。

農村集落家庭排水施設特別会計の歳入は1億5,402万9,018円で、歳出は1億4,291万2,206円であります。差引残額は1,111万6,812円であります。

有料駐車場事業特別会計の歳入は6,661万9,321円で、歳出は6,570万5,774円であります。差引残額は91万3,547円であります。

介護保険特別会計の歳入は28億2,489万3,797円で、歳出は27億9,240万7,445円であります。差引残額は3,248万6,352円であります。

一般会計、特別会計の総合計は、歳入325億3,734万3,428円、歳出316億325万5,689円であります。歳入歳出差引残額は9億3,408万7,739円であります。

以上の決算書に主要施策の成果及び予算執行の実績報告書と監査委員の審査意見書を添えてご提案をいたしておりますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で、認定議案の説明を終わります。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.88 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ただいま、議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表しまして、平成 19 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象といたしましては、平成 19 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、老人保健、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険の 8 特別会計と土地開発基金を対象といたしました。

次に、審査の期間は平成 20 年 6 月 27 日から同年 7 月 25 日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算書及びそれに伴う調書の歳入歳出簿、その他関係諸帳簿、証書類と調査照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査をいたしました。

その結果について申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政は概ね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に対する審査の内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成 19 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

次に、総体的な意見を述べますが、金額につきましてはおよその額で申し上げます。

平成 19 年度の我が国の経済情勢は、一進一退の状況となりつつあり、地方財政においても深刻な状況が続いております。

こうした厳しい経済状況の中、本市の決算収支状況は、一般及び特別会計の決算総額といたしまして、歳入は 325 億 3,734 万円、歳出は 316 億 326 万円となっており、形式収支は 9 億 3,408 万円であります。

一般会計における実質収支額は 7 億 2,000 万円、特別会計においては 1 億 6,000 万円と、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計は黒字、特別会計は赤字であり、全会計を合計した決算総額の単年度収支については、570 万円の赤字となっております。

歳入については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較して 6 億 9,000 万円、率で 2.2% の微増であります。

その中で自主財源の根幹である市税は、8 億 6,000 万円の増収となりました。市税の増収理由といたしましては、税源移譲及び税制改正により個人市民税が増加したことが主な理由です。

次に、市債の状況については、19 年度末現在高 251 億 5,000 万円で、前年度と比較して金額で 7 億 2,000 万円、率では 2.8% の減少となっております。

なお、一般会計では収入未済額が 3 億 3,000 万円、不納欠損額が 1,100 万円、特別会計では収入未済額が 7 億 2,000 万円、不納欠損額が 3,700 万円となっております。

収入未済額については、その要因を分析した上で収入未済額が解消するよう検討を重ね、自主財源の安定確保に一層の努力をしていただきたいと要望するものであります。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較して金額で6億5,000万円、率では2.1%の増加であります。

以上のような決算内容にあつて、今後においても依然財政状況は厳しいものになると予想される中、社会経済の状況に対応し弾力的に行政運営をするとともに、各種施策の慎重な選択や自主財源確保に努められ、財政の健全化に意を配した効果的な財政運営に取り組まれることを要望して、審査意見といたします。

以上でございます。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

日程8、議案上程・提案説明に入ります。

議案第50号から議案第62号までの13議案を一括議題といたします。

初めに、議案第50号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長

No.90 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第50号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について。

公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものといたします。

この案を提出しますのは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

改正条文の内容を説明しますので、次のページをお願いいたします。

この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市職員を団体の業務に派遣できることを規定しているものです。

今回の改正は、民法に規定されていましたが公益法人に改正があり、条例の元法である公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が「公益法人等」から「公益的法人等」へ改められることにより、市条例も同様に字句の改正をいたします。

附則といたしまして、この条例は平成20年12月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第51号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.92 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 51 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものといたします。

この案を提出しますのは、公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

条文の内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

市条例第 12 条は、年次有給休暇の通算を規定したもので、市職員以外、例えば国家公務員や公庫の予算及び決算に関する法律で規定する金融公庫の職員が新たに市の職員となった場合は、前職の有給日数を引き継ぐものとして規定しているものです。

今回、公庫の予算及び決算に関する法律が沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律に改正されることとなります。

これにより、市条例に該当する金融公庫は沖縄振興開発金融公庫だけとなりますので、「公庫の予算及び決算に関する法律第 1 条に規定する公庫」を、「沖縄振興開発金融公庫」に改正をいたします。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年 10 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 52 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

濱嶋健康福祉部長。

No.94 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

議案第 52 号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、暴力団等の排除条項を盛り込むため必要があるからでございます。

それでは、条例改正の趣旨及び内容をご説明いたしますので、1枚はねてください。

これまでの総合福祉会館条例につきましては、使用の制限はありませんでした。このたび、暴力団等の排除条項を盛り込む必要が生じたので、あわせて第 6 条のとおり暴力団等の排除条項を始め 4 項目の使用の制限を加えるものでございます。

本文 3 行目、第 8 条第 2 項中「認められる」を「認める」に改めますのは、字句の訂正であります。

第 6 条以下を 1 条ずつ繰り下げまして、本文 6 行目のとおり使用の制限として第 1 号から

第4号までのとおり4項目の使用の制限を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

終わります。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 53 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

濱島健康福祉部長。

No.96 ○健康福祉部長(濱島義和君)

議案第 53 号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、暴力団等の排除条項を盛り込む必要があるからでございます。

それでは、条例改正の趣旨及び内容をご説明いたしますので、1枚はねてください。

この条例の一部改正は、先ほどご説明いたしました議案第 52 号と同様、暴力団等の排除条項を盛り込む必要が生じたので、一部改正をするものでございます。

本文3行目、第6条中「認められるとき」を「認めるとき」、さらに同条第1号及び第2号の「おそれがあるとき」を「おそれがあると認めるとき」に改めますのは、字句の訂正でございます。

本文6行目、「感染症と認められる者」の改正につきましては、従来は「伝染性の病気、又は精神に異常があると認められる者」という条文でありましたが、「伝染性の病気」は法的に「感染症」に改めておりますので、改めるものでございます。

また、「精神に異常があると認められる者」は、「精神に異常」という表現は差別的要素が濃いため、削除いたしました。

本文7行目、「あるとき」を「あると認めるとき」に改めますのは、本文3行目、4行目と同様、字句の訂正であります。

そして本文9行目で第4項を追加し、暴力団等の排除条項を盛り込むものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

終わります。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 54 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

竹原市民部長。

No.98 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、議案第 54 号 豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

本条例は、市長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関し規定をしました条例でございますが、今回の改正では、認可地縁団体に係る規定は、改正前の地方自治法においては民法の規定の多くが認可地縁団体に準用されておりましたが、民法のこれらの規定が削られたため、地方自治法における認可地縁団体の規定は、新設されました地方自治法第 260 条の 3 から同じく第 260 条の 39 までにおいて具体的に定められることになりました。

したがって今回の改正は、改正前では「地方自治法において準用する民法第何条」という規定を、改正後は「地方自治法第何条」とした言い方に改めるもので、字句の整理以外は内容の変更はございません。

それでは、改正条文の内容の説明をさせていただきますので、1 ページおめくりをいただきたいと思います。

本文の 1 行目の第 2 条は、認可地縁団体の登録を受けることができる者の資格を規定しているところでございますが、この第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 4 号、それぞれ改正された地方自治法第 260 条の 9、第 260 条の 10、第 260 条の 24、第 260 条の 25 にそれぞれ規定されたものとするものでございます。

変わりました第 6 条は、登録すべき事項について、それから第 8 条は、印鑑登録証明書について規定をしているところでございますが、用語の整理をいたします。

変わりました第 11 条、印鑑登録の抹消について規定しているところでありますが、先に第 2 条のところでご説明したのと同様であります。新しく規定されました地方自治法第 260 条の 20 に規定されたものとするものでございます。

附則として、施行日は平成 20 年の 12 月 1 日からであります。

以上で説明を終わります。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 55 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.100 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 55 号についてご説明を申し上げます。

豊明市農村環境改善センター条例の一部改正でございます。

この案を提出させていただくのは、暴力団の排除条項を盛り込む必要があるからでございます。

1枚はねていただきたいと思います。

6条中の関係は、字句の整理でございます、6条中「認められるときは」を「認めるときは」に、それから1号、2号につきましては「とき」を「と認めるとき」、3号中は「その他、センターの」を削り、「とき」を「と認めるとき」というような字句の整理でございます。

それから、6条の2号に(4)として文言を盛り込むものでございます。

(5)につきましては、「その他市長が適当でないとき」の文言を盛り込むものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

終わります。

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第56号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部次長。

No.102 ○経済建設部次長(三治金行君)

議案第56号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

この案を提出いたしますのは、排水使用料を変更するため必要があるからでございます。

主な改正点についてご説明させていただきますと、公共下水道の使用料金の体系と同様といたし、現在、単位従量制を用いておりますが、累進の従量制に改め、排水使用料を改正するものでございます。

1枚おめくりください。

第6条関係につきましては、使用料の徴収方法についてであります。公共下水道の料金体系に合わせるために改正するものでございます。

第6条の2項は、使用料の徴収を2使用月にするものでございます。

第6条の次に1項を加えるのは、使用料を一括して前納させることができる規定でありまして、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため排水施設を使用する場合や、その他一時的に使用する場合に適用するものでございます。

また追徴、還付につきましては、使用者から排水施設の廃止届けがあったとき、また市長が認めたときに行う規定でございます。

次に、別表を次のように改めるのは、現行、単位従量84円でございますが、累進の従量制に改めるものでございます。

1カ月につき基本使用料 10 立方メートルまで 914 円とし、超過使用料を、10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで 102 円、30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 125 円、50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで 142 円、100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで 159 円、500 立方メートルを超えるもの 200 円にするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、改正後の豊明市農村集落家庭排水施設条例別表の規定は、平成 21 年7月分の使用料から適用し、同月分前の使用料については、なお従前の例によるものでございます。

それから、資料がお渡しをしておりますので、ご説明をさせていただきます。

今回、使用料の考え方でございますけれども、使用料につきましては、資本費と維持管理費に充てます。

資本費につきましては、今後の起債の償還額に 25%を転嫁させていただきます。維持管理費につきましては、年間を想定いたし試算をさせていただきました。

下段に表がございますけれども、資本費分といたしまして 3.6 円、維持管理分といたしまして 110 円、消費税を合わせまして平均の使用料を 110 円とさせていただきます。

その裏面を見ていただきたいと思いますけれども、新旧の比較表を示しているものでございます。

ごらんをいただければということでございますので、説明を終わらせていただきます。

以上です。

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 57 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.104 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 57 号についてご説明を申し上げます。

豊明勤労会館条例の一部改正についてでございますが、この案を提出させていただくのは、暴力団の排除条項を盛り込む必要があるからでございます。

1枚はねていただきたいと思います。

第6条第4号の「認めるとき」を「認めるとき」ということでございます。これは字句の訂正でございます。同号を5号といたしまして、3号の次に1号を加えるものでございまして、(4)ということはこの文言を盛り込むものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

終わります。

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 58 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
三治経済建設部次長。

No.106 ○経済建設部次長(三冶金行君)

議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部改正についてご説明を差し上げます。
豊明市下水道条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとします。
この案を提出いたしますのは、下水道使用料を変更するため必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

改正点についてご説明いたします。第 16 条関係につきましては、使用料の算定方法についてであります。

第 16 条の表中「735 円」を「914 円」に、「76 円」を「102 円」に、「87 円」を「125 円」に、「92 円」を「142 円」に、「97 円」を「159 円」に、「122 円」を「200 円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、改正後の豊明市下水道条例の規定は、平成 21 年7月分の使用料から適用し、同月分前の使用料については、なお従前の例によるものでございます。

お手元に配付してございます資料4について説明をさせていただきます。

使用料の考え方につきましては、資本費と維持管理費に充てます。資本費につきましては、今後の起債の償還額に使用料の 25%を転嫁させていただきます。維持管理費につきましては、10 年間を想定いたしました維持管理費でございます。

今回の改正につきましては、資本費につきましては 25.3 円、維持管理費につきましては 77.8 円、消費税を含めまして 110 円とすることを考えております。

裏面をごらんください。

新旧比較表でございます。ごらんをいただければということでございます。

説明を終わります。

No.107 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 59 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
近藤消防長。

No.108 ○消防長(近藤和則君)

議案第 59 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。
提案理由といたしましては、株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融

公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い必要があるからであります。

まず、今回の改正でございますが、現行政策金融機関を再編し、新たに1つの政策金融機関が設立されたため、改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、内容説明でございますが、3行目の第3条第2項中、これは公務災害補償を受ける権利の保護を定めた条文でございますが、この項中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。終わります。

No.109 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第60号について理事者より提案理由の説明を求めます。
山本総務部長。

No.110 ○総務部長(山本末富君)

議案第60号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,790万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ173億2,842万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

第2款 総務費の7目 財産管理費の事業名、庁舎等整備事業、説明欄、庁舎等整備工事費350万円の増は、これは東館1階の防寒工事を行うものでございます。

続きまして、2款 総務費の、事業名で言いますと課税計算事業、電算関係委託料936万9,000円の増でございますけれども、こちらのほうは、来年10月からスタートします個人住民税の公的年金からの特別徴収に対応するためのシステム改修などの費用でございます。

次のページをお願いいたします。

12ページの一番上の行になりますけれども、2 徴収計算事業の所得変動に係る減額措置に伴う還付金の1,000万円の増は、税源移譲時の年度間所得の変動に係る減額措置に伴う還付金でございますが、当初の見込みを上回ったための補正でございます。

次のページをお願いいたします。14ページをごらんになってください。

事業名で申し上げますと桜ヶ丘沓掛線改良事業、桜ヶ丘沓掛線用地購入費の6,386万4,000円の増は、土地開発公社で先行取得した平成16年度、17年度分のうちの441.62平米を買い戻すものでございます。

次の5 熊野豊明線改良事業の調査測量設計等委託料の1,000万円は、緑区から競馬場のほうに来る街路で、測量設計のほか物件調査、鑑定調査を含んだ費用で、距離はおよそ260メートルで、2分の1、500万円の県費補助がつくものでございます。

続きまして、その下の大原公園整備事業、大原公園用地購入費の7,330万4,000円は、こちらのほうは土地開発公社で平成14年、15年取得いたしました用地を買い戻すもので、1,500万円の国庫補助がつくものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3 中学校施設維持管理事業、説明欄、校舎等改修工事設計委託387万円の増は、これは豊明中学校の教室棟の二次診断委託の費用でございます。

次は、17ページをお願いいたします。

このページは、債務負担行為で平成21年度以降行われるものについての調書でございます。

ここに記載されております西部保育園の園舎耐震診断及び改修工事設計委託と、その下の欄の栄小学校・双峰小学校屋内運動場耐震診断及び補強工事設計委託は、終了が21年度になるため債務負担をするものであり、限度額は310万円と1,100万円でございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので5ページ、6ページをお願いいたします。

まず一番上の13款の国庫支出金の中の公園事業費補助金の中、説明欄、大原公園整備事業費補助金1,500万円は、歳出のところでご説明いたしましたように、大原公園の用地購入に係る補助金でございます。

その下、13款の選挙費交付金、既存住民台帳電算処理システム改修費交付金59万2,000円は、最高裁判所において開発される裁判員候補者名簿管理システムに適合するように市の住基システムの改修費用でございます。

この交付金が入ることが決定したため、歳出欄の10ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、電算管理事務事業は財源振替を行いました。

また歳入の6ページに戻っていただきたいと思っておりますけれども、一番下の都市計画費補助金、市町村土木補助事業補助金500万円の増は、歳出のところでもお話ししましたように、熊野豊明線の調査測量設計の県費補助がつくものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

一番上の市民活動推進費交付金、フレンドシップ継承交付金の75万円の減は、一番下の雑入、自治体国際化協会助成金75万円と関連がございますので、あわせてご説明をいたします。

こちらのほうも財源振替でございますけれども、10ページをちょっとごらんになってください。上から2つ目に都市・国際交流事業、こちらの説明欄に財源振替がございます。こちらのほうの20万円と、14ページの下のほうになりますけれども、災害対策事務事業、こちらのほうも説明欄に財源振替55万円になっております。

先ほどの 20 万円と 55 万円を足したものが 75 万円になりますけれども、こちらのほうが歳入のフレンドシップがなくなったため、自治体国際化協会の助成金に充てるための財源振替でございます。

以上でご説明を終わります。

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 61 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.112 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 61 号 平成 20 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明を申し上げます。

1 ページをござんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 850 万円を追加しまして、歳入歳出予算をそれぞれ 3 億 9,120 万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、補正予算書 8 ページ、9 ページをござんください。

2 款 医療諸費、1 項 1 目 医療給付費を 850 万円補正増するものであります。

これは、旧老人保健医療制度対象者の平成 20 年 3 月診療分までの医療費の支払いに充てるものであります。当初の見込みよりも大きく伸びておりますので、不足額を増額し、今後予想されます国保連合会支払基金等からの請求に基づいて支払うものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので 4 ページ、5 ページをござんください。

1 款 支払基金交付金、1 項 1 目 医療費交付金を 425 万円補正増するものであります。

これは、歳出に計上いたしました医療給付費の 2 分の 1 相当額が支払基金から交付をされるものであります。

続きまして、2 款 国庫支出金、1 項 1 目 医療費負担金を 283 万 3,000 円補正増するものであります。

これは、同じく歳出に計上いたしました医療給付費の 12 分の 4 相当額が国から手当てをされるものでございます。

続きまして、3 款 県支出金、1 項 1 目 医療費負担金を 70 万 8,000 円補正増するものであります。

これは、同じく医療給付費の 12 分の 1 相当額を県が負担をするものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをござんください。

4 款 繰入金、1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金を 70 万 9,000 円補正増するものであります。

す。

これも、同じく医療給付費の12分の1相当額を市が負担をするものでございます。
以上で説明を終わります。

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第62号について理事者より提案理由の説明を求めます。
畑中健康福祉部次長。

No.114 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

平成20年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第1号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,617万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので6、7ページをお開きください。

7款 諸支出金、2目 償還金の837万9,000円の増につきましては、介護給付費負担金の国庫及び県費の負担金返還分、並びに地域支援事業交付金の国庫及び県費の交付金返還分でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので4、5ページへお戻りください。

財源につきましては、前年度の繰越金として837万9,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

以上で日程8を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第2号が提出されましたので日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号を日程に追加し、直ちに議題といたします。
事務局長をして請願文書表を朗読させます。
神谷議会事務局長。

No.117 ○議会事務局長(神谷清貴君)

朗読いたします。

平成 20 年豊明市議会第3回定例会請願文書表

平成 20 年9月1日

受 理 番 号
2

受理年月日 平成 20 年8月 22 日

件 名 豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願

請 願 者 代表 豊明市栄町南館3-1379

久野 政春

以下 148 名

請願の要旨 豊明市議会議員の海外視察廃止

紹 介 議 員
山盛
左千 議員
江
榊原
杏子 議員

以上です。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

請願第2号の趣旨を紹介議員を代表して、山盛左千江議員より登壇にて説明願います。

No.119 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、紹介議員を代表いたしまして、まず請願の文書を読ませさせていただきます。

『請願理由、平成 20 年度、愛知県下において議員の海外視察を予定している市は、34 市中、5市のみです。「財政状況が厳しい中、市民感覚からいえば、議員の海外視察は自粛が当然」「無駄遣い」との批判を受け、多くの自治体は廃止あるいは凍結しています。

豊明市議会は、幾度となく議論の俎上に上がりながら、いまだ継続されています。財政難から生活に直結する多くの事業が縮小され、市民に忍耐を強いている厳しい財政状況下でありながらの海外視察は、到底理解できるものではありません。

議会こそ率先して経費節減に努め、行政に範を垂れるべきです。

速やかな廃止を求めます。』

それでは、今の請願文にありましたように、県内の議会の海外視察実施状況について補足説明をいたします。

平成 11 年、私がちょうど市議会議員になったころから、既に議員の海外視察は物見遊山だとの批判が活発化しており、平成 12 年度までに県内の 18 の議会が廃止あるいは凍結にかじを切りました。

いまだに残しているのは県内 34 市中、豊田市、豊川市、安城市、田原市、そして豊明市の 5 市のみとなっております。

海外の都市と友好姉妹提携を結んでいる自治体は、県内にもたくさんありますけれども、友好都市への平成 20 年度の議員視察は、県内で 3 議会のみとなっております。

次に、本市の市長並びに市職員の海外視察の状況について説明いたします。

市長の海外視察は、平成 12 年度を最後に予算化もなく、実質廃止の状況にあります。

職員の海外視察は、10 年ほど前から対象者を 1 名に縮小し、希望者を前年に募集をし、希望者があったときのみ予算化しています。平成 19 年度は希望者がなく、視察は行われませんでした。

視察から帰った後は、職員研修でその視察に行った職員が講師となり、報告会を開くなどしております。

友好都市シェパトン市への職員の研修視察は、友好都市提携後の 18 年度から 1 年おきに職員 1 名を送り、滞在についてはホームステイとホテルの併用を原則とし、経費の節約に努めております。

このように県内の市議会は廃止あるいは凍結の方向、市当局においても海外視察は縮小の傾向にあることが、おわかりいただけると思います。

では、ここで請願の動機や思いが伝わった文書を預かっておりますので、朗読させていただきます。

「私たちが請願提出を決めた第一の理由は、財政難であっても議員の海外視察は不可欠なのかという疑問を感じたことにあります。

私たちは議員の海外視察が無駄だと言っているわけではありませんが、市民への負担増、事業縮小、サービスカットが相次ぎ、それらに賛成し、市民への生活の圧迫を、市民生活の低下を議決した議会が、みずからの節約に消極的であることへの憤りであり、多くの市民はぬぐい去ることのできない不信感、いら立ちを感じております。

もう一つの理由は、今回派遣される議員に納得がいかないという点であります。

当該議員は、全国都市問題会議を抜け出し、富良野観光をしていた議員の一人であり、議会では政治倫理確立特別委員会で調査中、結論はまだ出されていません。

また、抜け出し議員のもう一人は、富良野問題に関して市民に虚偽内容を書いた選挙はがきやビラを配布したことで告発され、公職選挙法違反容疑で検察庁が捜査中であり、結果いかんによっては、当該議員の身分にも影響しかねない、いわば謹慎の身であります。

そういった状況にありながら、みずから海外視察を希望したと聞き、私たちの怒りは頂点に達しました。

たった二週間ほどで148名もの請願が集まったことから、私たち市民の思いの強さを十分感じていただけたと思います。

今議会に下水道料金の30%値上げが提案されました。行政サービスのみならず、ガソリンや食料品の値上げが市民の暮らしを締めつけています。それでも、議員は市民の税金で海外視察を続けるのですか。

この請願は、自肅に踏み切れない議会に対する市民の異議申し立てでもあります。

今年度については、既に申し込み済みとのこと、今からの辞退は主催者側に迷惑をかけますから、廃止は次年度からとなります。

将来、財政状況が回復し、市民の暮らしも安定した折には復活することもいいでしょう。しかし、今は海外視察は行わないという意味を市民に示していただきたい。

この請願が議会への信頼回復の第一歩として実を結ぶことを心から祈り、お願いいたします。」

以上が請願者からいただいた言葉です。

市民の声に真摯に耳を傾け慎重審議されますよう、紹介議員を代表して私からもお願いいたします。

よろしく申し上げます。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第134条第1項の規定により、請願第2号を総務文教常任委員会に付託いたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員提出議案第1号が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川清康議員、登壇にて説明をお願いします。

No.122 ○20番(石川清康議員)

議長のご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました議員提出議案第1号 豊明市議会会議規則の一部改正について提案説明を申し上げます。

提案理由として、今回の会議規則の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を図る必要があるということであります。

この地方自治法の一部改正でございますが、従来の議員派遣の根拠規定は、地方自治法第100条第12項でございましたが、新たに第12項として、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」旨の規定が新設されましたので、この議員派遣の根拠項番号が1項ずれまして第13項に改まったということでございます。

内容の説明をいたしますので、1枚はねていただきます。

第159条第1項中「第12項」を「第13項」に改めるということでございますが、これは、先ほども説明申し上げましたとおり、議員派遣に関する条文で、項ずれの関係を改めるため所要の措置を講ずるものでございます。

附則といたしまして、この会議規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日と同じ本日、平成20年9月1日から施行いたしますものでございます。

以上であります。

議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議員提出議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.127 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月2日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後零時29分散会